

(3) 耐震改修

(平成30年4月1日現在)

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額、補助対象限度額又は 融資限度額(*)	補助率又は利子補給率(*)	所属	電話
東京都	住宅【整備地域のある区を対象に助成】	57.75万円	7.7/40かつ区負担分(国費除く)の1/2	都市整備局市街地建築部建築企画課耐震化推進担当	5388-3362
	分譲マンション【区市町村を対象に助成】	次のいずれか低い額以内 (1) 補助対象事業費の1/4 (2) 区市町村が補助する額の1/4 (3) (区市町村が補助する額-国費)の1/2 (補助対象事業費) 49,300円/㎡(特殊工法は、82,300円/㎡)に建築物の延べ面積を乗じた額以内 (ただし、延べ面積1,000㎡未満の場合は、33,500円/㎡)×23%	5.75%	都市整備局住宅政策推進部マンション課マンション耐震化担当	5320-4944
	①特定緊急輸送道路沿道建築物 ②緊急輸送道路沿道建築物【区市町村を対象に助成】	①② ・50,300円/㎡以内かつ1棟当たり5億300万円以内 (免震工法を含む特殊な工法による場合:82,300円/㎡以内かつ1棟当たり8億2,300万円以内) ・マンション:49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内 (免震工法を含む特殊な工法による場合:82,300円/㎡以内かつ1棟当たり8億2,300万円以内) ・住宅:33,500円/㎡以内かつ1棟当たり3億3,500万円以内	①・1/6に、1/6以内かつ区市町村が補助する額から国の補助と1/6を控除した額の1/2以内を加えた額 ・5,000㎡を超える部分: 1/12に、1/12以内かつ区市町村が補助する額から国の補助と1/12を控除した額の1/2以内を加えた額(分譲マンションを除く) ②・1/6以内かつ区市町村が補助する額から国の補助を控除した額の1/2以内 ・5,000㎡を超える部分: 1/12以内かつ区市町村が補助する額から国の補助を控除した額の1/2以内	都市整備局市街地建築部建築企画課耐震化推進担当	5388-3362
	私立学校・私立専修学校等の校舎、園舎等	1学校・園当たり ・Is値0.3未満:2億4,000万円 ・Is値0.3以上0.7未満:2億円	・Is値0.3未満:4/5以内 ・Is値0.3以上0.7未満:2/3以内	生活文化局私学部私学振興課助成担当	5388-3182
	民間社会福祉施設等【自己所有施設を対象に助成】	50,300円/㎡	・Is値0.3未満(Iw値0.7未満):7/8 ・Is値0.3以上0.7未満(Iw値0.7以上1.1未満):13/16	福祉保健局総務部総務課庶務担当	5320-4021
	東京都災害拠点病院、東京都災害拠点連携病院、救命救急センター、東京都指定二次救急医療機関、東京都指定精神科二次救急医療機関及びその他の病院	①東京都災害拠点病院、救命救急センターを有する医療機関 ②東京都指定二次救急医療機関、東京都指定精神科二次救急医療機関 ※対象医療機関は26年度までに指定(新規指定は停止中) ・基準面積:8,635㎡ ・基準単価:①276,000円/㎡ ②165,000円/㎡	7/8	福祉保健局医療政策部救急医療担当	5320-4427
	東京都災害拠点病院、東京都災害拠点連携病院、救命救急センター、東京都指定二次救急医療機関、東京都指定精神科二次救急医療機関及びその他の病院	補助対象者:都内病院及び東京都指定二次救急医療機関(国等及び独法を除く) 補助対象経費 ①新築建替 ・基準面積:25㎡×整備後の病床数 ・基準単価:・鉄筋コンクリート:168,000円/㎡ ・ブロック:146,000円/㎡ ②耐震補強 ・基準面積:8,635㎡ ・基準単価:122,000円/㎡ ③移転改修 ・基準額:1床当たり321.4万円	①新築建替 ・救命救急センターを有する医療機関、東京都災害拠点病院、東京都指定二次救急医療機関、東京都災害拠点連携病院:0.66 ・その他の病院:0.5 ②耐震補強 ・救命救急センターを有する医療機関、東京都災害拠点病院、東京都指定二次救急医療機関、東京都災害拠点連携病院:0.83 ・その他の病院:0.5 ③移転改修 0.66		
	東京都災害拠点病院、東京都災害拠点連携病院、救命救急センター、東京都指定二次救急医療機関、東京都指定精神科二次救急医療機関及びその他の病院	①東京都災害拠点病院、救命救急センター及び東京都指定二次救急医療機関等 ②Is値0.3未満の病院及びIs値0.4未満の救命救急センター及び東京都指定二次救急医療機関等 ・基準面積:①②2,300㎡ ・基準単価:①39,000円/㎡ ②185,300円/㎡	0.83		
	要緊急安全確認大規模建築物を持つ病院(階数3以上、延べ床面積5,000㎡以上)	50,300円/㎡ (免震工法等により耐震補強を行う場合:82,300円/㎡)	269/600		
	千代田区	①木造住宅(高齢者等(平成32年度まで世帯の制限なし)) ②マンション ③住宅付建築物 ④緊急輸送道路沿道マンション ⑤緊急輸送道路沿道の住宅付建築物 ⑥耐震改修促進法の認定を受けないマンション ⑦特定緊急輸送道路沿道マンション ⑧特定緊急輸送道路沿道建築物(マンション以外)	①120万円(除却の場合:80万円) ②1億1,339万円 ③150万円 ④2億4,650万円 ⑤430万円 ⑥7,559万円 ⑦49,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり4億9,300万円(補助対象限度額) ⑧50,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり5億300万円(補助対象限度額)	①10/10(除却の場合:2/3) ②23% ③23% ④・5,000㎡まで:2/3 ・5,000㎡超:1/3 ⑤2/3 ⑥23%×2/3(区長が特に認めた場合に限り) ⑦・5,000㎡まで:5/6 ・5,000㎡超:1/2 ⑧・5,000㎡まで:1/3 ・5,000㎡超:1/6	環境まちづくり部建築指導課構造審査係

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額、補助対象限度額又は 融資限度額(*)	補助率又は利子補給率(*)	所属	電話
中央区	①木造住宅 ②木造住宅(簡易) ③非木造住宅 ④非木造分譲マンション ⑤非木造賃貸マンション ⑥分譲マンション段階的耐震補強工事 ⑦緊急輸送道路沿道等の非木造住宅 ⑧緊急輸送道路沿道等の非木造分譲マンション ⑨緊急輸送道路沿道等の非木造賃貸マンション ⑩緊急輸送道路沿道等の分譲マンション段階的耐震補強工事 ⑪特定緊急輸送道路沿道建築物	①300万円 ②150万円 ③300万円 ④3,000万円 ⑤1,500万円 ⑥第一段階1,500万円、第二段階3,000万円ー第一段階時の助成額 ⑦300万円 ⑧3,000万円 ⑨1,500万円 ⑩第一段階1,500万円、第二段階3,000万円ー第一段階時の助成額 ⑪・50,300円/㎡に延べ面積(10,000㎡までの部分)を乗じた額以内、 分譲マンション:49,300円/㎡ (免震工法等特殊工法の場合:82,300円/㎡) ・住宅(マンション除く。):33,500円/㎡	①②③1/2(高齢者・障害者:10/10) ④⑤⑥1/2 ⑦2/3(高齢者・障害者:10/10) ⑧⑨⑩2/3 ⑪1/3~1/6(対象床面積による)	都市整備部建築課構造係	3546-5459
港区	①木造住宅 ②非木造住宅 ③非木造共同住宅 ④緊急輸送道路沿道建築物 ⑤特定緊急輸送道路沿道建築物	①200万円(補強設計と合わせて) ②300万円 ③分譲マンション:7,000万円、賃貸マンション:3,000万円 ④分譲マンション:7,000万円、賃貸マンション:6,000万円、その他:3,000万円 ⑤・50,300円/㎡(マンション:49,300円/㎡)に延べ面積(10,000㎡までの部分)を乗じた額以内 (免震工法等特殊工法の場合:82,300円/㎡) ・住宅(マンション除く。):33,500円/㎡	①1/2(補強設計と合わせて) ②③1/2 ④2/3 ⑤規模・用途に応じて5/6以内	街づくり支援部住宅課住宅支援係	3578-2223・2224・2346
新宿区	①木造住宅 ②木造住宅(簡易) ③木造住宅(工事監理) ④非木造住宅 ⑤マンション ⑥特定建築物 ⑦防災上特に重要な特定建築物 ⑧緊急輸送道路沿道の建築物 ⑨特定緊急輸送道路沿道建築物	①非課税世帯等:300万円、高齢者等:200万円、一般:100万円 ②非課税世帯等:150万円、高齢者等:100万円、一般:50万円 ③8万円 ④⑤4,000万円 ⑥1,000万円 ⑦2,000万円 ⑧1億円 ⑨・補助率(ア)1億2,500万円(延べ面積5,000㎡以下の部分のみの上限) ・補助率(イ)1億円 別途面積上限あり ※面積上限については新宿区建築物等耐震化支援事業補助金交付要綱、新宿区建築物等耐震化支援事業特定緊急輸送道路沿道建築物補助金交付要綱に基づく	①非課税世帯等:3/4、高齢者等:1/2、一般:1/4 ②非課税世帯等:3/5、高齢者等:2/5、一般:1/5 ③10/10 ④⑤⑥⑦工事費に23%を乗じて得た額の2/3 ⑧2/3 ⑨(ア)・延べ面積5,000㎡以下の部分:5/6 ・延べ面積5,000㎡を超える部分:1/6 (イ)2/3 ※補助率は(ア)(イ)いずれか高い方を採用	都市計画部防災まちづくり課	5273-3829
文京区	①木造住宅(一般・高齢者等居住、準防火地域内) ②非木造住宅 ③分譲マンション ④木造住宅(細街路沿道)(一般・高齢者等居住、準防火地域内) ⑤木造住宅(簡易)(一般・高齢者等居住、準防火地域内) ⑥木造住宅建替え除却 ⑦特定緊急輸送道路沿道建築物	①120万円(一般)、240万円(高齢者等居住) ②300万円 ③2,000万円 ④70万円(一般)、140万円(高齢者等居住) ⑤35万円(一般)、70万円(高齢者等居住) ⑥60万円 ⑦ア又はイのいずれか低い額 ア実際に耐震改修に要する費用 イ・一般的な耐震改修工事の場合 50,300円/㎡ ・マンションの場合 49,300円/㎡ ・マンションを除く住宅の場合 33,500円/㎡ ・免震工法等の特殊工法の場合 82,300円/㎡	①1/2(一般)、3/4(高齢者等居住) ②③1/2 ④1/2(一般)、3/4(高齢者等居住) ⑤1/2(一般)、3/4(高齢者等居住) ⑥1/2 ⑦最大5/6	都市計画部地域整備課耐震・不燃化担当	5803-1846
台東区	①木造・非木造住宅(重点地域内) ②木造・非木造住宅(重点地域以外) ③緊急輸送道路沿道建築物 ④特定緊急輸送道路沿道建築物 ⑤マンション	①200万円 ②150万円 ③⑤250万円、1,500万円(延べ面積による) ④50,300円/㎡以内かつ1棟あたり5億300万円	①2/3 ②③⑤1/2 ④5,000㎡以下の部分: ・3,000万円以内:5/6 ・3,000万円超6,000万円以内:1/2+1,000万円、 ・6,000万円超:1/3+2,000万円 5,000㎡超の部分:1/6	①②③④都市づくり部建築課構造防災担当 ⑤都市づくり部住宅課マンション施策担当	5246-1335 5246-1213
墨田区	①緊急対応地区内の木造住宅(簡易) ②緊急対応地区外の木造住宅(簡易) ③緊急対応地区内の木造住宅(耐震改修) ④緊急対応地区内の木造住宅(除却) ⑤融資あつせん ⑥分譲マンションの耐震改修 ⑦一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修 ⑧特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等	①・60万円(高齢者等:80万円) ・バリアフリー改修を同時に行う場合:80万円 ・民間木造賃貸住宅改修支援の場合:45万円 ②・40万円(高齢者等:80万円) ・バリアフリー改修を同時に行う場合:80万円 ・民間木造賃貸住宅改修支援の場合:45万円 ③・135万円(高齢者等:150万円) ・バリアフリー改修を同時に行う場合:150万円 ・民間木造賃貸住宅改修支援の場合:150万円 ④50万円 ⑤500万円* ⑥【分譲マンション】2,000万円 ⑦【一般緊急輸送道路】3,000万円 ⑧【特定緊急輸送道路】 (1)耐震改修(建替え):補助対象経費(耐震改修相当額)に補助率を乗じた額 なお、補助対象経費(耐震改修相当額)は、次の(ア)又は(イ)の額以内とする。 (ア)・建築物:50,300円/㎡以内かつ1棟当たり5億300万円以内 ・分譲マンション:49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内 (免震工法等を含む特殊な工法による場合は82,300円/㎡以内) (イ)住宅(分譲マンションを除く):33,500円/㎡以内かつ1棟当たり3億3,500万円以内 (2)除却:1,000万円	①③ ・1/2(高齢者等:2/3) ・主要生活道路沿道の場合:3/4(高齢者:5/6) ・バリアフリー改修を同時に行う場合:5/6 ・民間木造賃貸住宅改修支援の場合:2/3 ②・1/3(高齢者等:2/3) ・バリアフリー改修を同時に行う場合:5/6 ・民間木造賃貸住宅改修支援の場合:2/3 ④1/2 ⑤利子全額補給* ⑥【分譲マンション】1/3 ⑦【一般緊急輸送道路】2/3 ⑧【特定緊急輸送道路】 (1)耐震改修(建替え): ・5,000㎡以下の部分:5/6 ・5,000㎡を超える部分:1/6 ただし、補助対象経費(耐震改修相当額)が ・3,000万円を超え6,000万円以内の場合: 1/2+1,000万円 ・6,000万円を超える場合:1/3+2,000万円 (2)除却:1/3	都市計画部防災まちづくり課不燃化・耐震化担当	5608-6269
江東区	①戸建て木造住宅 ②非木造住宅等 ③マンション ④民間特定建築物 ⑤緊急輸送道路沿道建築物 ⑥特定緊急輸送道路沿道建築物	①150万円 ②200万円 ③2,000万円 ④1,000万円 ⑤2,000万円 ⑥・実際に耐震改修に要する費用、50,300円/㎡に面積を乗じた額又は1棟当たり5億300万円のいずれか少ない額 (一般的な耐震改修工事の場合)、マンションの場合:4億9,300万円、49,300円/㎡ (免震工法等の特殊工法の場合:82,300円/㎡) ・住宅の場合:33,500円/㎡	①1/2(高齢者世帯:2/3) ②2/3 ③1/2 ④1/2 ⑤2/3 ⑥5/6 ・延べ面積が5,000㎡以内で助成対象費用の額が3,000万円を超えて6,000万円以内の場合: 助成対象費用の1/2に1,000万円を加えた額以内 ・延べ面積が5,000㎡以内で、助成対象費用の額が6,000万円を超える場合: 助成対象費用の1/3に2,000万円を加えた額以内 ・延べ面積が5,000㎡を超える部分:助成対象費用の1/6 ・建替・除却の場合は別途補助率有	都市整備部建築調整課建築防災係	3647-9764

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額、補助対象限度額又は 融資限度額(*)	補助率又は利子補給率(*)	所属	電話
品川区	①木造住宅 ②木造アパート ③非木造住宅 ④分譲マンション ⑤緊急輸送道路沿道建築物 ⑥特定緊急輸送道路沿道建築物	①150万円 ②300万円 ③150万円 ④⑤2,500万円 ⑥(1)又は(2)のいずれか低い額 (1)実際に耐震改修に要する費用 (2)・延べ面積に50,300円/㎡を乗じた額かつ1棟当たり5億300万円以内 ・マンション:49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内 (補助率による最大限度額設定あり)	①1/2 ②1/3 ③1/1 ④1/3 ⑤2/3 ⑥5,000㎡以下の部分: ・3,750万円以内:5/6 ・3,750万円を超え7,500万円以内:1/2+1,250万円 ・7,500万円を超え:1/3+2,500万円 5,000㎡超の部分:1/6	都市環境部建築課耐震化促進担当	5742-6634
目黒区	①木造建築物 ②分譲マンション ③特定緊急輸送道路沿道建築物 ④緊急輸送道路沿道建築物 ⑤特定建築物の一部 ⑥非木造建築物 (②③④⑤以外かつ専用住宅 ・併用住宅・共同住宅・保育所 ・老人ホームなど)	①120万円(一般)、150万円(住民税非課税世帯) ②④1,500万円 ⑤の一部1,500万円 ⑥300万円 ③補助対象限度額は、工事費用と次のイ、ロの金額を比較し最も低い金額を採用 イ:ロ以外の建築物:50,300円/㎡以内かつ1棟当たり5億300万円以内の額 ・マンション:49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内の額 (免震工法等を含む特殊な工法による場合: 82,300円/㎡以内かつ1棟当たり、8億2,300万円を限度) ロ:住宅(マンションを除く。)の場合:33,500円/㎡以内かつ1棟当たり3億3,500万円以内の額	①8/10 ②④2/3 ⑤⑥1/3 ③・2,250万円以下:5/6 ・2,250万円を超え4,500万円以下:1/2+750万円 ・4,500万円を超え: 1/3+1,500万円(5,000㎡を超える部分:1/6)	都市整備部建築課耐震化促進担当	5722-9490
大田区	①木造住宅 ②非木造住宅 ③木造建築物 ④非木造建築物 ⑤分譲マンション ⑥賃貸マンション ⑦緊急輸送道路沿道建築物 ⑧特定緊急輸送道路沿道建築物 ⑨沿道耐震化道路沿い建築物 (木造) ⑩沿道耐震化道路沿い建築物 (非木造)	①150万円(道路拡幅未整備:100万円) ②200万円(道路拡幅未整備:150万円) ③100万円 ④350万円 ⑤3,000万円(上限:住戸数×100万円) ⑥500万円(上限:住戸数×50万円) ⑦2,000万円 ⑧・住宅の場合:1億374.9万円 ・マンションの場合:1億4,324.9万円 ・その他の場合:1億4,574.9万円 ⑨100万円 ⑩150万円	①②2/3(道路拡幅未整備:1/2) ③④⑤⑥1/2 ⑦2/3 ⑧・延べ面積5,000㎡以下の部分:5/6 ・延べ面積5,000㎡超の部分:1/2(分譲マンション:5/6) ⑨⑩1/2	まちづくり推進部防災まちづくり課耐震改修担当	5744-1349
世田谷区	①防火地域外の木造住宅 ②非木造住宅 ③防災上特に重要な建築物 ④分譲マンション ⑤特定建築物 ⑥防災上特に重要な特定建築物 ⑦沿道耐震化道路沿道分譲マンション ⑧緊急輸送道路沿道分譲マンション・特定建築物 ⑨特定緊急輸送道路沿道建築物	①100万円(簡易:80万円) ②200万円 ③400万円 ④2,000万円 ⑤1,000万円 ⑥⑧6,000万円 ⑦3,000万円 ⑨4億1,083.3万円(住宅以外:3億3,533.3万円) ②～⑨については、A・Bのうち低い額で補助率をかけた額以内 A:実際に耐震改修に要する費用 B:延べ面積×49,300円(住宅以外は50,300円、特殊工法の場合は82,300円)	①10/10 ②③⑧2/3 ④23% ⑤⑥23%×2/3 ⑦1/3 ⑨・分譲マンション及び分譲マンション以外の建築物の5,000㎡以内の部分:5/6 ・分譲マンション以外の建築物の5,000㎡を超える部分:1/2	防災街づくり担当部 防災街づくり課 耐震促進担当	5432-2468
渋谷区	①木造住宅(所有者及びその親族が居住しているもの) ②分譲マンション(建築物が複合用途の場合は、延べ床面積の過半が居住の用途であること) ③特定緊急輸送道路沿道建築物	①100万円(高齢者等:150万円) ②2,000万円 ③・分譲マンションの場合:延べ面積に応じて次のアとイの額 ア 延べ面積1,000㎡未満:延べ面積あたり33,500円/㎡以内 かつ1棟当たり3億3,500万円以内 イ 延べ面積1,000㎡以上:延べ面積あたり49,300円/㎡以内 かつ1棟当たり4億9,300万円以内 (免震工法等を含む特殊な工法による場合:82,300円/㎡以内 かつ1棟当たり8億2,300万円以内) ・その他の建築物の場合:50,300円/㎡以内かつ1棟当たり5億300万円以内	①1/2(高齢者等(工事費-50万)2/3+50万) ②23%×2/3 ただし、住居部分のみ (緊急輸送道路沿道は2/3、ただし住居部分のみ) ③1/3 ただし、③については5,000㎡を超える部分: 1/6(分譲マンションは最大5/6) ※Is値0.3未満の場合: 通常の助成額に加えて助成金を加算できる場合あり	都市整備部まちづくり課防災まちづくり係	3463-2647
中野区	①木造住宅の建替 ②戸建て木造住宅 (資金融資あつ旋) ③緊急輸送道路等沿道建築物 ④特定緊急輸送道路沿道建築物	①40万円 ②30万円～200万円かつ工事見積額の80% ③・住宅(共同住宅を除く)及び1,000㎡以下の建築物:32,600円/㎡ ・それ以外の建築物:47,300円/㎡(補助限度額3,000万円(補強設計との合計)) ④・50,300円/㎡以内かつ1棟当たり5億300万円以内、マンション:49,300円/㎡以内 かつ1棟当たり4億9,300万円以内 (免震工法等を含む特殊な工法による場合:82,300円/㎡以内) ・住宅:33,500円/㎡以内	①10/10 ②1%* ③2/3又は23% ④・分譲マンション又は助成対象費用6,000万円以下: 5/6 ・助成対象費用6,000万円超:1/3+3,000万円 ・延べ面積5,000㎡超: (5,000㎡×助成基準単価)×1/3+3,000万円 +(延べ面積-5,000㎡)×助成基準単価×1/6 所有者が法人の場合: ・延べ面積5,000㎡以下の部分:1/3 ・延べ面積5,000㎡超の部分:1/6	都市基盤部建築分野耐震化促進担当	3228-5576
杉並区	①木造・非木造住宅 ②分譲マンション ③賃貸マンション ④区が指定するもの ⑤非木造非住宅 ⑥住宅修築資金融資あつせん ⑦特定緊急輸送道路沿道建築物	①100万円(簡易:50万円)。ただし区が指定するものはいずれも2倍 ②1,000万円(認定:2,500万円) ③1,000万円(認定:2,000万円) ④1,000万円(沿道:4,000万円、沿道以外:1,500万円) ⑤1,000万円 ⑥300万円、500万円* ⑦50,300円(マンション:49,300円、住宅:33,500円)に延べ面積を乗じた額 かつ1棟当たり5億300万円(マンション、住宅:4億9,300万円) (免震工法等を含む特殊な工法の場合:82,300円/㎡)	①1/2または2/3(区が指定するもの) ②1/2 ③⑤1/4 ④1/3(沿道1/2) ⑥0.5%、1%* ⑦最大5/6	都市整備部建築課耐震改修担当	3312-2111 内線3328・3329
豊島区	①木造住宅 ②分譲マンション ③緊急輸送道路沿道建築物 ④特定緊急輸送道路沿道建築物	①100万円+50万円(区内施工業者利用) ②1,000万円 ③1,000万円	①2/3+1/6 ②23% ③1/3 ④・助成対象費用が6,000万円以下の場合: 1/2(5,000㎡超の部分:1/6)、 ・助成対象費用が6,000万円超の場合: 1/3+1,000万円(5,000㎡超の部分:1/6) 分譲マンションの場合: ・助成対象費用が3,000万円以下の場合:5/6 ・助成対象費用が3,000万円超え6,000万円以下の場合:1/2+1,000万円 ・助成対象費用が6,000万円超えの場合: 1/3+2,000万円(5,000㎡超の部分:1/6)	都市整備部建築課許可・耐震グループ	3981-0590

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額、補助対象限度額又は 融資限度額(*)	補助率又は利子補給率(*)	所属	電話
北区	①木造住宅 ②分譲マンション ③緊急輸送道路沿道建築物 ④特定緊急輸送道路沿道建築物	①100万円(改修・建替え、整備地域:120万円、高齢者世帯等:150万円) ②2,000万円(5,000㎡未満)、2,500万円(5,000㎡~10,000㎡)、3,000万円(10,000㎡以上) ③2,000万円(5,000㎡未満)、2,500万円(5,000㎡~10,000㎡未満)、3,000万円(10,000㎡以上) ④・50,300円/㎡以内(5億300万円/棟以内)、 マンション:49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内 (免震工法その他の特殊な工法の場合は82,300円/㎡以内) ・住宅(マンションを除く): 上記50,300円を33,500円/㎡(平成30年3月31日までに改修事業に着手するもの にあつては49,300円)、5億300万円を3億3,500万円(平成30年3月31日までに 改修事業に着手するものは4億9,300万円)と読み替え、ただし書は適応しない。 特例加算について ・Is値0.3未満: 事業費が50,300円/㎡(マンション・平成30年3月31日までに改修事業に着手する住宅 にあつては49,300円/㎡)を超える場合に係る加算の助成対象費用の限度額は、事業費 の単価(限度額は75,450円/㎡(マンション・平成30年3月31日までに改修事業に着手する 住宅にあつては73,950円/㎡))から50,300円/㎡(マンション・平成30年3月31日までに 改修事業に着手する住宅にあつては49,300円/㎡)を引いた額に延べ面積を乗じた額以内 (加算の基礎となる額) ただし、次のイ、ロのいずれかに該当する場合は特例加算の対象としない。 イ. 免震工法、その他特殊な工法によるもの ロ. 延べ面積10,000㎡を超えるもの ※・建て替えを行う場合:耐震改修に要する費用相当分 ・除却を行う場合:除却に要する費用、かつ耐震改修に要する費用相当額以内	①2/3 ②1/2 ③2/3 ④・5/6(助成対象費用3,000万円以下) ・1/2+1,000万円(助成対象費用3,000万円超~6,000万円) ・1/3+2,000万円(助成対象費用6,000万円超) ただし、延べ面積が5,000㎡超の部分については、 1/2(助成対象費用1,500万円以内)、 1/6+500万円(助成対象費用1,500万円超) 特例加算の助成率について ・加算の基礎となる額の17/30に2,000円を加えた額 (延べ面積が5,000円を超える部分:加算の基礎と なる額の23/60) ・ただし、1棟あたり、特例加算を使わない助成対象 費用と加算の基礎となる額の合計は5億300万円 (住宅・マンションにあつては4億9,300万円)以内 ※特例加算する額は改修事業を実施する者の受け 取る助成金の1/3を限度とし、加算の基礎となる額 に対する特例加算の額の割合は、特例加算のない 場合の助成対象費用に対する助成金の額 (耐震対策緊急促進事業補助金を含む)の割合を 超えない範囲(助成金の額は、千円未満を切り捨てる)	①③④まちづ くり部建築課 建築防災担当 ②まちづくり部 住宅課住宅計 画係	3908-1240 3908-9206
荒川区	①木造戸建て住宅、町会事務所、 診療所 ②非木造戸建て住宅、 町会事務所、診療所 ③木造貸家戸建て住宅 ④木造賃貸アパート ⑤分譲マンション ⑥非木造賃貸マンション ⑦非木造貸家戸建て住宅 ⑧一般緊急輸送道路沿道建築物 ⑨特定緊急輸送道路沿道建築物	①③100万円(高齢者:200万円) ②⑦100万円 ④150万円(高齢者:300万円) ⑤⑧1,000万円 ⑥500万円 ⑨【補助対象費用の限度額】 ・延べ面積×50,300円/㎡ ・マンションの場合:49,300円/㎡ (免震工法等による場合:延べ面積×82,300円/㎡)	①②⑤⑧2/3 ③④1/2(高齢者:2/3) ⑥⑦1/2 ⑨・補助対象費用3,000万円以内:補助対象費用×5/6 ・補助対象費用3,000万円を超え6,000万円以内: 補助対象費用×1/2+1,000万円 ・補助対象費用6,000万円超: 補助対象費用×1/3+2,000万円	防災都市づく り部防災街づ くり推進課防 災街づくり係 (補助金交付 関係) 防災都市づく り部建築指導 課(促進計画・ 促進法の認 定、指導関係)	3802-4303 3802-4385
板橋区	①木造住宅 ②非木造建築物、分譲マンション ③緊急輸送道路沿道建築物 ④特定緊急輸送道路沿道建築物	①75万円(高齢者等:100万円) ②2,000万円 ③4,000万円 ④・50,300円/㎡以内かつ1棟当たり5億300万円以内 ・マンション:49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内	①1/2(高齢者等:2/3) ②23%×2/3 ③2/3 ただし、③については5,000㎡を超える部分:1/3 ④5/6 ただし、④については分譲マンション以外の建築物の 延べ面積5,000㎡を超える部分:1/2	都市整備部建 築指導課構造 グループ(促 進計画関係) 都市整備部 市街地整備課 防災まちづくり グループ	3579-2579 3579-2554
練馬区	①住宅 ②木造戸建て住宅(簡易) ③分譲マンション ④特定建築物 ⑤公共施設 ⑥災害時医療機関等 ⑦緊急輸送道路沿道建築物 ⑧特定緊急輸送道路 ※①の住宅は小規模な長屋と共 同住宅を含む	①100万円(所有者を含む世帯全員が住民税非課税又は 練馬区緊急道路障害物除去路線沿い120万円) ②50万円 ③2,000万円 ④1,000万円 ⑤3,000万円 ⑥⑦6,000万円 ⑧上限なし 【補助対象限度額】 ③④⑤⑥⑦⑧延べ面積×50,300円/㎡(マンションは49,300円/㎡) (免震等特殊工法による場合:延べ面積×82,300円/㎡) ※⑦のみ住宅(マンション除く):50,300円/㎡を33,500円/㎡と読み替える。	①2/3 (所有者を含む世帯全員が住民税非課税又は 練馬区緊急道路障害物除去路線沿い4/5) ②2/3 ③1/3 ④1/6 ⑤⑥1/2 ⑦5,000㎡以内の部分:1/2、5,000㎡を超える部分:1/6 ⑧5,000㎡以内の部分: ・9,000万円以内:5/6 ・9,000万円を超え1億8,000万円以内:1/2+3,000万円 ・1億8,000万円を超え:1/3+6,000万円 5,000㎡を超える部分:1/6	都市整備部建 築課耐震化促 進係	5984-1938
足立区	①戸建て木造住宅(高齢者等) ②戸建て木造住宅 ③戸建て非木造住宅(高齢者等) ④戸建て非木造住宅 ⑤共同住宅 ⑥特定建築物 ⑦緊急輸送道路沿道建築物 ⑧特定緊急輸送道路沿道建築物	①④100万円(①の除却:50万円④の除却:100万円) ②80万円(除却:50万円) ③120万円(除却:100万円) ⑤3,000万円(除去:100万円) ⑥2,000万円(除却:100万円) ⑦3,000万円 ⑧5億300万円(分譲マンション:4億9,300万円)	①②③④⑤⑥1/2 ⑦2/3 ただし5,000㎡を超える部分:1/3 ⑧5/6 ただし、5,000㎡を超える部分:1/6 ・3,000万円を超える場合:「助成対象額×1/2+1,000万円」 ・6,000万円を超える場合:「助成対象額×1/3+2,000万円」	都市建設部建 築安全課建築 防災係	3880-5317
葛飾区	①木造住宅 ②非木造住宅 ③分譲マンション ④公益施設 ⑤一般緊急輸送道路沿道建築物 ⑥特定緊急輸送道路沿道建築物	①・160万円(耐震改修・建替え) ・200万円(不燃化特区内・建替え) ・50万円(除却) ・100万円(不燃化特区内・除却) ②80万円 ③2,000万円 ④100万円 ⑤4,000万円 ⑥・耐震改修に要する費用もしくは除却に要する費用と、50,300円/㎡に面積を乗じた額 又は1棟当たり5億300万円のいずれか少ない額(一般的な耐震改修工事の場合) ・マンション:4億9,300万円、49,300円/㎡ (免震工法等の特殊工法の場合:82,300円/㎡)	①・2/3(耐震改修・建替え) ・5/6(不燃化特区内・建替え) ・1/2(除却) ・5/6(不燃化特区内・除却) ②1/2 ③1/2 ④1/2 ⑤1/2 ⑥5/6 ただし、⑥については分譲マンションを除く 5,000㎡を超える部分:1/2	都市整備部建 築課耐震化促 進係	5654-8553
江戸川区	①戸建て住宅(木造)、 賃貸住宅(木造) ②戸建て住宅(非木造) ③分譲マンション ④緊急輸送道路沿道建築物 ⑤特定緊急輸送道路沿道建築物 ⑥私立幼稚園・保育園	①戸建て:100万円(非課税:150万円)、賃貸:100万円(共同住宅:150万円) ②150万円 ③100万円/戸 ④⑤補助率が適用される事業費限度額:5億300万円/棟 (住宅の用に供するもの:4億9,300万円/棟) ⑥補助率が適用される限度額は、江戸川区建築物耐震改修工事等助成事業実施要綱 による助成対象経費として定める	①②戸建て:50%(非課税:2/3)、木造賃貸:50%、 ③50% ④2/3、1/3(5,000㎡を超える部分) ⑤5/6、1/2(5,000㎡を超える部分(分譲マンションを除く)) ⑥2/3	①~② 都市開発部住 宅課事業係 ③~⑥ 都市開発部建 築指導課構造 係	①~② 5662-6389 ③~⑥ 5662-1106
八王子市	①戸建て木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物 ③一般緊急輸送道路沿道建築物 ④分譲マンション	①-1 評点1.0以上は、112.2万円 ①-2 上記①-1以外の改修25万円 ②5億300万円(マンション:4億9,300万円) ③5億300万円(マンション:4億9,300万円) ④なし	①-1 2/3 ①-2 1/2 ②5/6 ただし、②についてはマンションを除く 延べ面積5,000㎡を超える部分:1/2 ③2/3 ただし、③については延べ面積5,000㎡を超える部分:1/3 ④23/100	住宅政策課	042-620-7260

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額、補助対象限度額又は 融資限度額(*)	補助率又は利子補給率(*)	所属	電話
立川市	①木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物 ③一般緊急輸送道路(一部)沿道建築物	①50万円(高齢者世帯等:80万円) ②③ ・50,300円/㎡以内かつ1棟当たり5億300万円以内、 マンション:49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内 (免震工法等を含む特殊な工法による場合: 82,300円/㎡以内かつ1棟当たり8億2,300万円以内) ・住宅:33,500円/㎡以内かつ1棟当たり3億3,500万円以内	①1/2 ②③5/6 ただし、面積5,000㎡を超える部分:1/2	市民生活部住宅課住宅相談係	042-528-4384
武蔵野市	①木造住宅 ②非木造住宅 ③分譲マンション (面積1000㎡・3階建以上) ④分譲マンション(③以外) ・賃貸マンション ⑤木造建築物(商業・近隣商業地域、3000㎡未満) ⑥非木造建築物(商業・近隣商業地域、3000㎡未満) ⑦特定緊急輸送道路沿道建築物	①【耐震改修・建替え】100万円 【耐震改修及び補強設計変更(安心パック利用住宅限定)】 耐震改修100万円+補強設計変更3.6万円 【除却】50万円 ②【耐震改修・建替え】150万円 【除却】75万円 ③【改修】「49,300円/㎡×延べ面積」と「実際の費用」の小さい額の23%(上限1億1,339万円) 【建替】「49,300円/㎡×延べ面積」と「耐震改修相当額」の小さい額の23%(上限1億1,339万円) 【除却】「24,000円/㎡×延べ面積」と「実際の費用」の小さい額の23%(上限5,520万円) ④【改修】「33,500円/㎡×延べ面積」と「実際の費用」の小さい額の23%(上限770万円) 【建替】「33,500円/㎡×延べ面積」と「耐震改修相当額」の小さい額の23%(上限770万円) 【除却】「15,000円/㎡×延べ面積」と「実際の費用」の小さい額の23%(上限340万円) ⑤⑥ ・100㎡以下:20万円 ・100㎡を1㎡超えるごとに1,000円加算(上限310万円) ⑦・建築物:5億300万円 ・住宅:4億9,300万円	①・【耐震改修・建替え】及び【除却】1/2 ・【耐震改修及び補強設計変更(安心パック利用住宅限定)】 耐震改修:1/2、補強設計変更:2/3 ②⑤⑥1/2 ③④23% ⑦・1,000㎡未満の住宅(分譲マンションを除く):9/10 ・5,000㎡以下の部分及び分譲マンション:5/6 ・5,000㎡を超える部分(分譲マンションを除く):1/2	都市整備部住宅対策課	0422-60-1905
三鷹市	①戸建て木造住宅(簡易) ②戸建て木造住宅 ③特定緊急輸送道路沿道建築物	①30万円以内 ②50万円以内 ③実際に耐震改修、建替え及び除却に要した費用又は次により算出した費用のうちいずれか低い額 ・50,300円/㎡以内かつ1棟当たり5億300万円以内、 マンション:49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内 (免震工法等を含む特殊な工法による場合: 82,300円/㎡以内かつ1棟当たり8億2,300万円以内) ※・建替えを行う場合:耐震改修に要する費用相当分 ・除却を行う場合:耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内 ・住宅(マンションを除く):33,500円/㎡以内かつ1棟当たり3億3,500万円以内の額 ・Is値0.3未満の建築物: 沿道建築物の延べ面積に、耐震改修に要する費用の面積当たりの単価 若しくは75,450円(住宅(マンションを除く。))にあつては、50,250円)のいずれか少ない額 から50,300円(住宅にあつては、33,500円)を控除した額を乗じて得た額 又は5億300万円(住宅にあつては、3億3,500万円)から耐震改修、建替え及び除却に 要する費用の助成対象費用の限度額を控除した額のいずれか少ない額を加算することが できる。 ・Is値0.3未満の建築物の耐震改修工事を実施する沿道建築物の延べ面積に応じて、 (ア)、(イ)に掲げる額を合計して得た額 (ア) 面積5,000㎡以下の部分(分譲マンションについては、面積5,000㎡を超える部分を含む): 加算の基礎となる額に10分の9を乗じて得た額 (イ) 面積5,000㎡を超える部分(分譲マンションを除く): 加算の基礎となる額に20分の11を乗じて得た額	①② ・耐震改修に要した費用(消費税を除く。)の1/3 ・障がい者世帯と高齢者世帯:1/2 ③5/6 ・5,000㎡を超える部分:助成対象費用の1/2以内 ・Is値0.3未満の建築物:延べ面積に応じて、 (ア) 面積5,000㎡以下の部分(分譲マンション については、面積5,000㎡を超える部分を含む): 加算の基礎となる額に10分の9を乗じて得た額 (イ) 面積5,000㎡を超える部分(分譲マンションを除く): 加算の基礎となる額に20分の11を乗じて得た額	都市整備部都市計画課住宅政策係	0428-45-1151 内線2813
青梅市	①戸建て木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①50万円 ②・50,300円/㎡以内(5億300万円/棟以内) (免震工法等を含む特殊な工法の場合:82,300円/㎡以内) ・住宅の場合:49,300円/㎡以内(4億9,300万円/棟以内) ※・建て替えを行う場合:耐震改修に要する費用相当分 ・除却を行う場合:耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内	①1/2 ②2/3 ただし、②については延べ面積5,000㎡を超える部分:1/3	生活安全部住宅課住宅政策係	0428-22-1111 内線2533
府中市	①戸建て木造住宅 ②戸建て木造住宅の除去 ③特定緊急輸送道路沿道建築物	①110万円 ②50万円 ③用途により次の(1)(2)いずれかの額 ただし、免震工法等を含む特殊な工法の場合は82,300円/㎡以内 (1)建築物の場合:1棟あたり5億300万円まで50,300円/㎡以内 (2)住宅・マンションの場合:1棟あたり4億9,300万円まで49,300円/㎡以内	①1/2 ②1/2 ③5/6 ・5,000㎡を超える部分:1/2 ・Is値0.3未満の建築物の耐震改修における加算の額: 次の(1)(2)(3)いずれかの額 (5,000㎡を超える部分の補助率は11/20) (1)住宅:2万4,650円×延べ面積×補助率5/6 (2)マンション:2万4,650円×延べ面積×補助率9/10 (3)建築物:2万5,150円×延べ面積×補助率9/10	都市整備部建築指導課住宅耐震化推進係	042-335-4173
昭島市	①木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①30万円 ②50,300円/㎡×延べ面積かつ、1棟当たり5億300万円以内 (免震工法等を含む特殊な工法:50,300円/㎡を82,300円/㎡と読替え) ※・建替えを行う場合:耐震改修に要する費用相当分 ・除去:耐震改修に要する費用以内、かつ、除去に要する費用以内	①1/3 ②1/3 ただし、②については延べ面積5,000㎡を超える部分:1/6	都市計画部都市計画課住宅係	042-544-5111 内線2264
調布市	①戸建て木造住宅 ②分譲マンション ③特定緊急輸送道路沿道建築物	①・高齢者世帯:60万円 ・その他の世帯:50万円 ②A、B、Cのうち低い額 A:実支出額×23% B:50万円/戸 C:2,000万円 ③(1)建築物:50,300円/㎡(5億300万円が限度) (2)住宅(マンション含む):49,300円/㎡(4億9,300万円が限度) (免震工法等を含む特殊な工法は、82,300円/㎡)	①1/2 ②10/10 ③5/6 ・5,000㎡超の場合:次の区分に定めた額を合計 ア:5,000㎡/延べ面積×補助対象事業費×5/6 イ:(延べ面積-5,000㎡)/延べ面積×補助対象事業費 ×1/2	都市整備部住宅課住宅支援係	042-481-7545
町田市	①戸建て木造住宅 ②分譲マンション ③特定緊急輸送道路沿道建築物 ④一般緊急輸送道路沿道建築物	①50万円 ②1戸当たり50万円(ただし1棟当たり2,000万円が限度) ③④ ・1棟につき5億300万円 ・マンション:4億9,300万円 ※・建替え又は除却:耐震改修に要する費用と比較していずれか少ない方の額	①1/2 ②2/3 ③・5,000㎡までの建築物及び分譲マンション:5/6 ・5,000㎡を超える部分(分譲マンションを除く。):1/2 ④・5,000㎡まで:2/3 ・5,000㎡を超える部分:1/3	都市づくり部住宅課	042-724-4269
小金井市	①戸建て木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①30万円 ②・50,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり5億300万円以内、 マンション:49,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり4億9,300万円以内 (免震工法等を含む特殊な工法による場合: 82,300円/㎡以内かつ1棟当たり8億2,300万円以内) ・住宅:33,500円/㎡以内かつ3億3,500万円以内	①1/3 ②5/6 ただし、②については延べ面積5,000㎡を超える部分: 1/2(分譲マンションを除く。)	都市整備部まちづくり推進課住宅係	042-387-9861

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額、補助対象限度額又は 融資限度額(*)	補助率又は利子補給率(*)	所属	電話
小平市	①木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①30万円 ②・1棟当たり5億300万円以内で、50,300円/㎡に延べ面積を乗じた額 (特殊工法:82,300円/㎡) ・住宅及びマンション:1棟当たり4億9,300万円以内で、49,300円/㎡に延べ面積を乗じた額 ・Is値0.3未満の建築物:実際の経費の面積当たりの単価と、75,450円(住宅及びマンション:73,950円)を比較して低い方から50,300円(住宅及びマンション:49,300円)を引いた額に延べ面積を乗じた額を加算の基礎額とする。	①1/2 ②5/6 ・ただし、②については分譲マンションを除く 延べ面積5,000㎡を超える部分:1/2 ・Is値0.3未満の建築物:加算の基礎額の17/30に2,000円を加えた額を加算できる (5,000㎡を超える部分については23/60)	都市開発部都市計画課建築担当	042-346-9851
日野市	①戸建て木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物 ③分譲マンション	①30万円 ただし、市内事業者が行う工事の場合20万円加算 更に、平成30年1月31日申請分まで30万円加算 ②1、2いずれか低い額 1.実際にかかる費用 2.50,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり5億300万円以内 マンション:49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内 (免震工法等を含む特殊な工法による場合:82,300円/㎡以内かつ1棟当たり8億2,300万円以内) ・住宅(マンションを除く):上記50,300円を33,500円、5億300万円を3億3,500万円と読み替え、ただし書きは適用しない。 ③1、2いずれか低い額 1.実際にかかる費用 2.49,300円/㎡に延べ面積を乗じた額 ただし、次に該当する場合はそれぞれ定める額 ・特殊工法:82,300円/㎡に延べ面積を乗じた額 ・延べ面積1,000㎡未満:33,500円/㎡に延べ面積を乗じた額	①1/2 ③5/6 ただし、マンションを除く5,000㎡を超える部分: 助成対象費用の1/2 ③23%	まちづくり部都市計画課住宅政策係	042-514-8371
東村山市	①木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①耐震改修に要した費用の額に23%を乗じて得た額 (その額が30万円を超えるときは30万円とし、1,000円未満の端数が生じたときは切り捨て) ②・50,300円/㎡以内かつ1棟当たり5億300万円以内、 マンション:49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内 (免震工法等を含む特殊な工法による場合:82,300円/㎡以内) ・住宅(マンションを除く):上記50,300円を33,500円と読み替え ※・建替えを行う場合:耐震改修に要する費用相当分 ・除却を行う場合:耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内	①1/3 ②1/3 ただし、②については延べ面積5,000㎡を超える部分: 1/6(分譲マンションを除く)	まちづくり部都市計画課開発指導係	042-393-5111 内線2712
国分寺市	①木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①70万円(除却含む。簡易改修の場合:30万円) ②・50,300円/㎡×延べ面積 (特殊な工法:82,300円/㎡、マンション:49,300円/㎡、住宅:33,500円/㎡)、かつ、1棟当たり5億300万円限度(マンションは4億9,300万円限度)以内 ・ただし、補助限度額(円/㎡)を超え、かつ、診断結果Is値0.3未満の建築物は下記(1)又は(2)の単価(円/㎡)×延べ面積を加算した額以内(特殊な工法の除く) (1)耐震改修に要する費用(円/㎡)と75,450円/㎡の低い方の額から50,300円を引いた額(円/㎡) (2)住宅及びマンションにあつては73,950円/㎡を比較して低い方の額から49,300円を引いた額(円/㎡)	①1/3 ②・5,000㎡まで:5/6 ・5,000㎡超:1/2 ・Is値0.3未満の建築物:加算する額の9/10を加算できる (5,000㎡を超える部分:11/20)	まちづくり部まちづくり推進課 まちづくり部建築指導課	042-325-0111 内線453 042-325-0111 内線483・484
国立市	①戸建て木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①80万円 ②・48,700円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり4億8,700万円以内 (免震工法等を含む特殊な工法による場合:上記48,700円/㎡を82,300円/㎡と読み替え) ・Is値0.3未満の建築物: 耐震改修に要する費用(実際の工事費)の床面積当たりの単価と73,050円とを比較していずれか低い方の額から48,700円を減じて得た額を床面積当たりの単価とし、当該床面積当たりの単価に延べ面積を乗じて得た額を加算	①1/3 ②5/6 ・ただし、②については分譲マンションを除く 延べ面積5,000㎡を超える部分:1/2 ・Is値0.3未満の加算額:加算の基礎となる額の1/2 ただし、延べ面積5,000㎡を超える部分: 加算の基礎となる額の1/4(分譲マンションを除く)	都市整備部都市計画係	042-576-2111 内線361
福生市	①2階建以下の木造戸建て住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①50万円 ②・50,300円/㎡(マンション:49,300円、住宅(マンションを除く):33,500円)を乗じて得た額 (当該建築物(住宅を除く)が免震工法等を含む特殊な工法の場合:82,300円/㎡を乗じて得た額) ・1棟当たり5億300万円以内 ・マンション:4億9,300万円以内 (免震工法等を含む特殊な工法による場合:一棟あたり8億2,300万円以内) ・住宅:3億3,500万円以内 ※・建替えを行う場合:耐震改修に要する費用相当分 ・除却を行う場合:耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内	①50万円(定額) ②5/6 ただし、②については延べ面積5,000㎡を超える部分:1/2	都市建設部まちづくり計画課計画グループ	042-551-1952
狛江市	①木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①改修後の全体の評点が1.0を超える改修は50万円、それ以下は30万円 ②・50,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり5億300万円以内 ・分譲マンション:49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内 (免震工法等を含む特殊な工法による場合:上記50,300円/㎡を82,300円/㎡と読み替え)	①1/2 ②5/6 ただし、②については延べ面積5,000㎡を超える部分: 1/2(分譲マンションを除く)	都市建設部まちづくり推進課まちづくり推進担当	03-3430-1111 内線2542
東大和市	戸建て木造住宅	30万円	1/3	都市建設部都市計画課地域整備係	042-563-2111 内線1261
清瀬市	①戸建て木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①30万円 ②・50,300円/㎡以内かつ1棟当たり5億300万円以内 ・マンション:49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内)の額 (免震工法等を含む特殊な工法による場合: 82,300円/㎡以内かつ1棟当たり8億2,300万円以内の額) ・住宅(マンションを除く):上記50,300円を33,500円、5億300万円を3億3,500万円と読み替え、ただし書きは適用しない。 ※・建替えを行う場合:耐震改修に要する費用相当分 ・除却を行う場合:耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内の額	①1/3 ②5/6 ただし、②については延べ面積5,000㎡を超える部分: 1/2(分譲マンションを除く)	都市整備部まちづくり課まちづくり係	042-497-2093
東久留米市	①木造の戸建住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①30万円 ②1 住宅 下記の計算式により(1)、(2)のいずれか低い額に対してそれぞれイ、ロの助成対象費用の限度額とする。 計算式 (1)A-(AかBのどちらか低い額)×9/10 (2)A-(AかCのどちらか低い額)×5/6 A:事業費 B:33,500円×助成対象延べ面積 C:49,300円×助成対象延べ面積 イ(1)が低い場合:33,500円/㎡以内かつ1棟当たり3億3,500万円以内 ロ(2)が低い場合:49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内 2 マンション 49,300円/㎡以内かつ1棟当たり4億9,300万円以内 3 上記以外 50,300円/㎡以内かつ1棟あたり5億300万円以内 (免震工法等を含む特殊な工法による場合:上記50,300円/㎡を82,300円/㎡と読み替え) ※・建替えを行う場合:耐震改修に要する費用相当分 ・除却を行う場合:耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内	①1/3 ②5/6 ただし、延べ面積5,000㎡を超える部分: 1/2(分譲マンションを除く)	都市建設部施設建設課保全計画・建築担当	042-470-7777 内線2625

地方公共団体名	対象となる建築物 (昭和56年以前の建築物)	補助限度額、補助対象限度額又は 融資限度額(*)	補助率又は利子補給率(*)	所属	電話
武蔵村山市	①戸建て木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①30万円 ②・50,300円/㎡に延べ面積を乗じた額 ・特殊工法:82,300円/㎡ ・1棟当たり5億300万円以内	①1/2 ②5/6 ただし、②については延べ面積5,000㎡を超える部分: 1/2(分譲マンションを除く)	都市整備部都市計画課開発・住宅グループ	042-565-1111 内線278
多摩市	①戸建て木造住宅 ②非木造住宅 ③特定緊急輸送道路沿道建築物	①30万円(要支援者:50万円) ②1棟当たり1,500万円(ただし、50万円/戸) ③次のア及びイに掲げる区分に応じて、それぞれア及びイに定める額 ア マンション以外の住宅:33,500円/㎡かつ1棟につき3億3,500万円 イ その他の建築物:50,300円/㎡かつ1棟につき5億300万円 マンション:49,300円/㎡かつ1棟につき4億9,300万円 (免震工法等の特殊な工法を含む場合:82,300円/㎡かつ1棟につき8億2,300万円)	①3/10(要支援者:1/2) ②1/2 ③5/6 ただし、分譲マンション以外の建築物で 延べ面積5,000㎡を超える部分:1/2	都市整備部都市計画課住宅担当	042-338-6817
稲城市	木造住宅	100万円	1/2	都市建設部都市計画課開発指導係	042-378-2111 内線328
羽村市	戸建て木造住宅	50万円	1/2 6/10(65歳以上の者)	都市建設部都市計画課住宅・交通係	042-555-1111 内線275
あきる野市	①戸建て木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物	①30万円 ②50,300円/㎡に延べ面積を乗じた額かつ1棟当たり5億300万円以内 (免震工法等を含む特殊な工法による場合:上記50,300円/㎡を82,300円/㎡と読替え)	①1/3 ②1/3	都市整備部都市計画課住宅係	042-558-1111 内線2714
西東京市	①戸建て木造住宅 ②特定緊急輸送道路沿道建築物 ③分譲マンション	①30万円(緊急耐震重点区域の場合:60万円) ②・1棟につき5億300万円 ・マンション:4億9,300万円 ・住宅(マンションを除く):3億3,500万円 ③1,500万円(緊急耐震重点区域の場合:30万円/戸加算あり)	①1/3 ②5/6 ただし、②については延べ面積5,000㎡を超える部分: 1/2(分譲マンションを除く) ③23%	都市整備部住宅課住宅係	042-464-1311 内線2421 042-438-4052(直通)
瑞穂町	①特定緊急輸送道路沿道建築物 ②戸建て木造住宅	①・50,300円/㎡かつ5億300万円以内 ・マンション:49,300円/㎡かつ4億9,300万円以内 (免震工法等の特殊な工法を含む場合:82,300円以内) ・住宅(マンションを除く。):上記50,300円/㎡を33,500円/㎡と読替え ②100万円(簡易耐震改修の場合:50万円)	①1/3 ただし、①については延べ面積5,000㎡を超える部分:1/6 ②1/2	都市整備部都市計画課計画係	042-557-0599
日の出町	戸建て木造住宅	30万円	1/3	まちづくり課都市計画係	042-597-0511 内線351
檜原村	特定緊急輸送道路沿道建築物	50,300円/㎡に延べ面積(10,000㎡までの部分)を乗じた額以内	5/6	産業環境課建設係	042-598-1011
奥多摩町	特定緊急輸送道路沿道建築物	・50,300円/㎡以内(5億300万円/棟以内) (免震工法等を含む特殊な工法の場合:82,300円/㎡以内) ※・建て替えを行う場合:耐震改修に要する費用相当分 ・除却を行う場合:耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内	5/6 ただし、延べ面積5,000㎡を超える部分:1/2	総務課交通防災係	0428-83-2349

(注)1 対象となる建築物の種類が複数ある場合、丸数字によりそれぞれの補助限度額、補助対象限度額又は融資限度額、補助率又は利子補給率を示す。

(注)2 (簡易)は簡易改修を示す。